

## 健康診断の結果に基づく労働者の健康確保

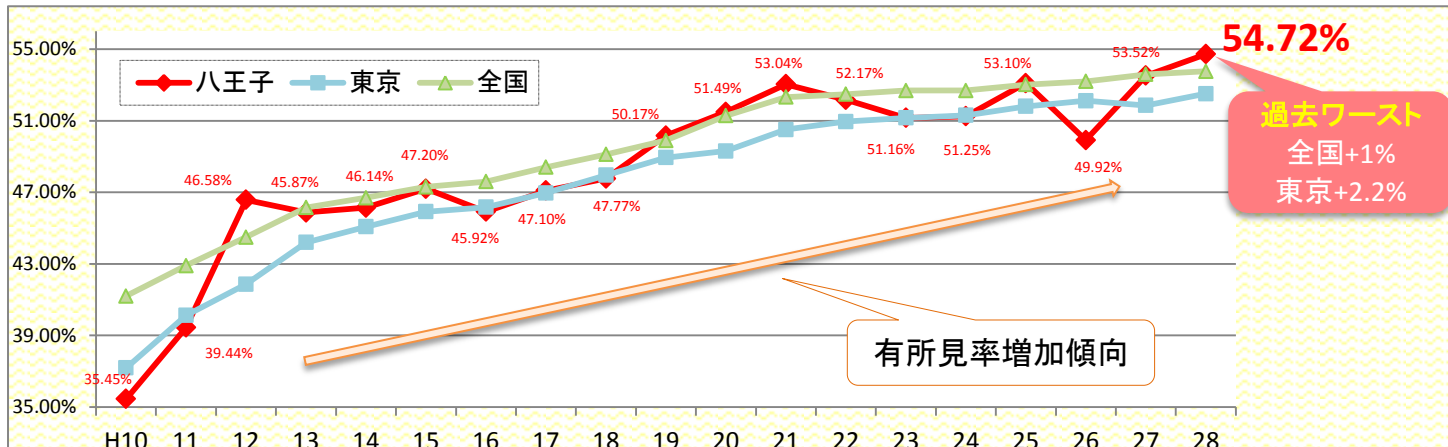


<健康で働き続けられる職場づくり>

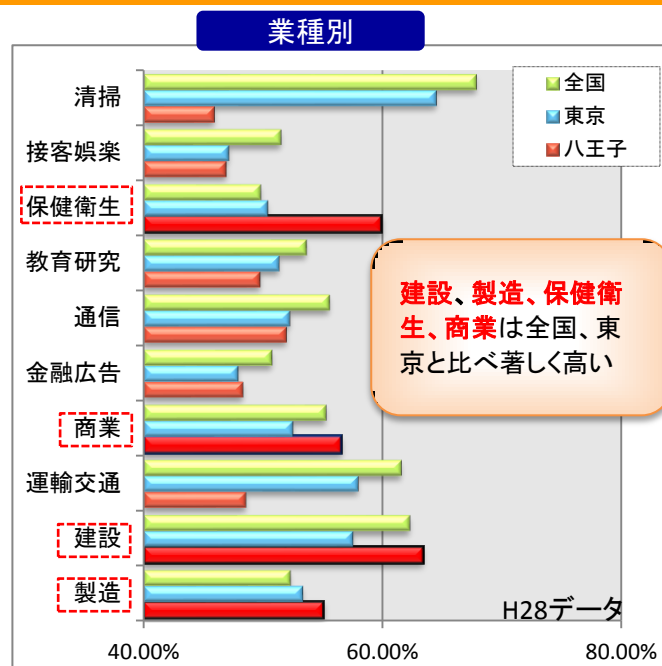
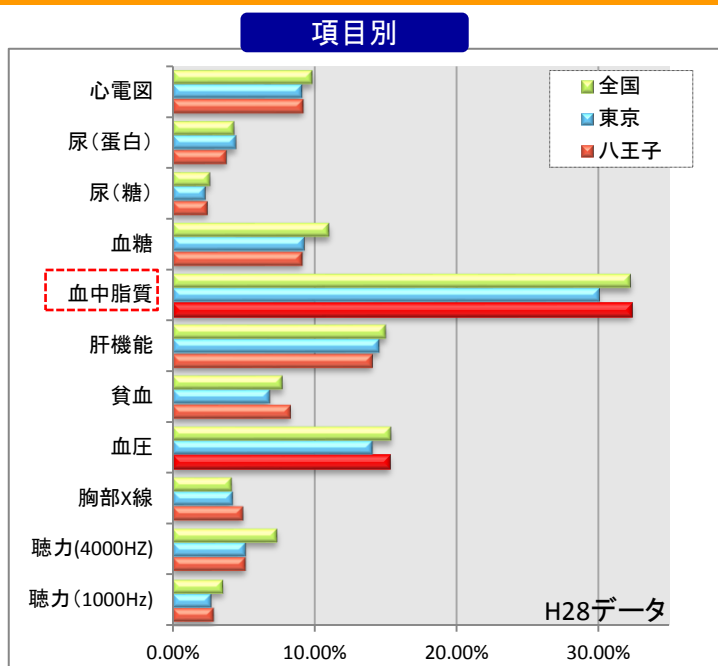
八王子労働基準監督署

### 健康診断の状況

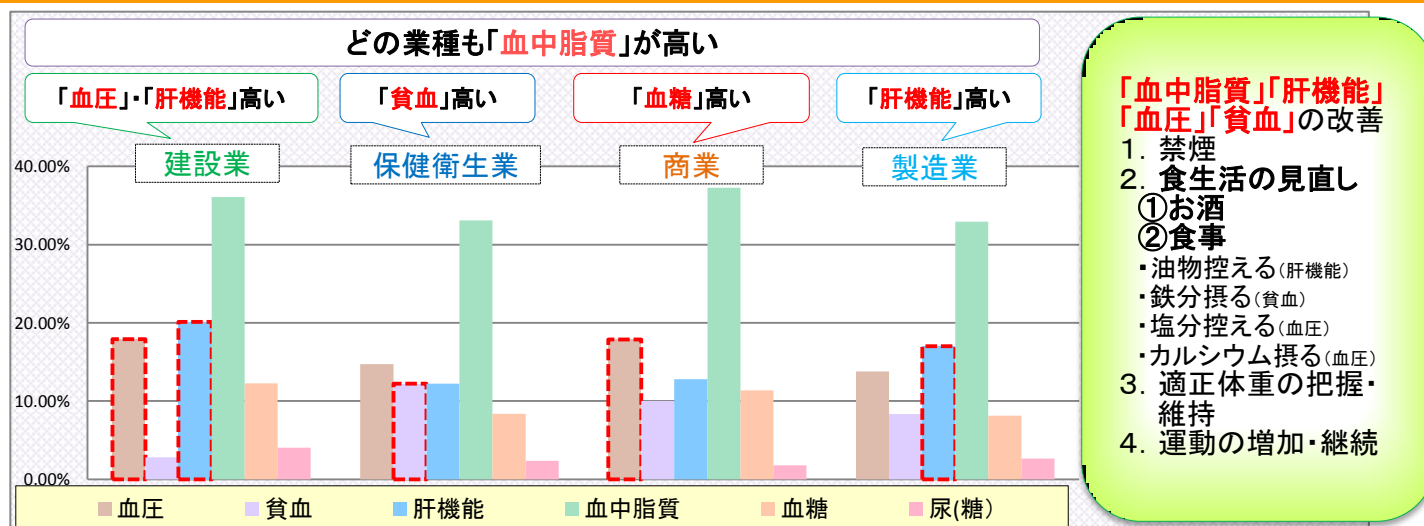
\* 有所見率は年々増加傾向にあり、H28は過去最も高い有所見率



\* 健診項目別、業種別有所見率



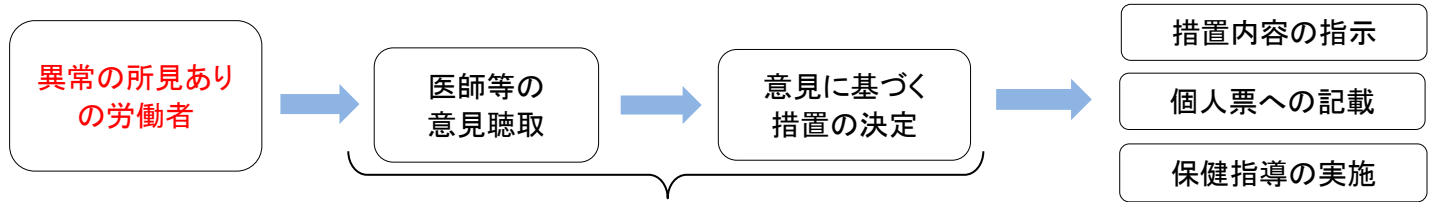
\* 八王子署管内で有所見率の高い業種の「項目別有所見率」



- 「血中脂質」「肝機能」「血圧」「貧血」の改善
- 禁煙
  - 食生活の見直し
    - お酒
    - 食事
      - 油物控える(肝機能)
      - 鉄分摂る(貧血)
      - 塩分控える(血圧)
      - カルシウム摂る(血圧)
  - 適正体重の把握・維持
  - 運動の増加・継続

# 健康診断は、結果後の対応(事後措置)が重要です！！

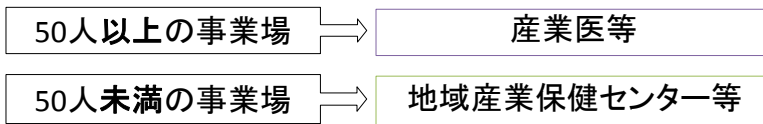
## \* 異常の所見があると診断された者の健診後の流れ 労働安全衛生法第66条の4,66条の5



### 就業区分に係る意見を聴取し、就業上の措置を決定

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよい	
就業制限	勤務制限を加える必要のある	勤務負荷の軽減の為、労働時間の短縮、出張制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業・就業場所の変更、深夜業の減少、昼間勤務への転換等の措置
要休業	勤務を休む必要のある	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置

### 意見を聴く医師等



ご利用の際は  
**八王子地域産業保健センター**へご連絡を！  
 電話042-622-4122 意見聴取等、提供のサービス**無料**

### 聴取した意見を個人票へ記録

健康診断個人票	
健診年月日	○年 ○月○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名印	○○ ○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名印	○○ ○○ (産業医)

医師の意見欄に記入を求める

※労働者の正しい健康状態確認するためにも、健診を適切に受診するよう指導してください。  
 (飲酒、喫煙、激しい運動の禁止、十分な睡眠、健診前の食事・飲食の制限、薬の投与)

## \* 医師や保健師による保健指導に実施に努める

労働安全衛生法第66条の5

3つの改善ポイント

- ① 食生活の改善
- ② 飲酒・喫煙習慣の改善
- ③ 運動の改善

※労働者が強い自覚を持って日常生活を送る必要性あり  
 労使一体での取組(労働者の意識改革、動機付け)

会社としても、出来ること

- ・協会けんぽや健康組合等と連携
- ・朝礼、会議等で健康について触れる
- ・個人面談や健康セミナーの参加
- ・体力測定の実施(健診と合わせて)
- ・食堂委託会社と連携し、栄養改善
- ・体操やストレッチの導入

特に脳・心臓疾患に係る項目(血中脂質、血圧、血糖、尿中の糖、心電図)、毎年悪化している者等重点的に！

## \* 実施後は管轄の監督署に結果報告を

労働安全衛生法第100条

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断を行ったときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。



厚生労働省ホームページよりダウンロード  
 ホームページトップページより  
 →[労働基準]をクリック →[事業主の方へ]をクリック  
 →[安全衛生関係主要様式]をクリック